

沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第11号）附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第98条第4項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。））」に、「指定通所介護をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。））」に改め、「第3項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで」を加える。

第100条第3項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第5項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第102条第1項から第3項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3

項まで」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成27年沖縄県条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第7項の表中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を「指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。))」に、「指定通所介護をいう。以下同じ。)」を「指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))」に改め、「第100条第1項から第3項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで」を加

え、

指定通所介護事業者
指定通所介護の事業

を

指定通所介護事業者等
指定通所介護等の事業

に改め、「第

102条第1項から第3項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで」を加える。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

介護予防通所介護の介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行を図るための経過措置に関する規定を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。